

後期高齢者医療保険料の所得控除（社会保険料控除）について

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告で所得控除の対象となります。
申告の際は以下をご確認ください。

年金からの引き落とし分 日本年金機構や共済組合などから郵送される「公的年金等の源泉徴収票」。

口座からの引き落とし分 通帳に「トシマクコウキホケン」と表記されます。

納付書で支払った分 領収証書。ただし、スマートフォンで納付した場合、領収証書は発行されません。

なお、遺族年金や障害年金から引き落としされている方は「公的年金等の源泉徴収票」は郵送されませんので、後期高齢者医療グループ保険料担当へお問い合わせください。
※年の途中で納付方法が変更になった方は、それぞれの支払方法に応じて保険料をご確認ください。

便利な口座振替をご利用ください

毎月納期限までに納めに行く手間がかからず、納め忘れがなく安心です。

届出印が無くても区の窓口でキャッシュカードを読み取り、暗証番号を入力することで、口座振替の申し込みができる場合があります。詳しくは後期高齢者医療グループ保険料担当までお問い合わせください。

期限内の保険料のお支払いにお困りの方へ

経済的な理由などにより期限までに保険料を納付することが難しいときは、必ず整理収納グループにご相談ください。

当初の納期限までに保険料を納付されない場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が保険料に加算されます。

保険料の減免について

災害等により大きな損害を受けたなどの事情により納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となることがあります。後期高齢者医療グループ保険料担当へお問い合わせください。

長寿健診を受けましょう（実施時期：8月1日～11月30日 ※予備期間：12月1日～翌年1月31日）

後期高齢者医療の被保険者の方は1年に1回、無料で健診を受けることができます。対象の方には例年7月末頃に受診券を送付しています。

健診の問い合わせ先 地域保健課 電話 03-3987-4660（直通）

！ 還付金詐欺にご注意ください 保険料の還付手続きで、現金自動預け払い機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。

【問い合わせ先】

豊島区 区民部高齢者医療年金課 ※平日 午前8:30～午後5:00

後期高齢者医療グループ 保険料担当 電話 03-3981-1937（直通）
資格担当 電話 03-3981-1332（直通）

整理収納グループ 納付相談 電話 03-3981-1459（直通）
FAX 03-3980-5015



後期高齢者医療制度

ふくろうだより

[発行] 豊島区 区民部 高齢者医療年金課

令和8年(2026年) 7月発行

令和8年度後期高齢者医療保険料についてのお知らせ

令和8年度の後期高齢者医療保険料が決まりました

保険料の計算方法

医療分

+

子ども・子育て支援金分
(子ども分)

=

年間保険料額

医療分

「医療分」とは、被保険者の皆さまが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合をご負担いただく金額です。

均等割額

被保険者1人あたり
53,300円

+

所得割額

保険料計算のもととなる
所得金額 × 9.88%

➡

年間保険料額
(100円未満切捨て)
限度額 85万円

子ども・子育て支援金分(子ども分)

「子ども・子育て支援金分(子ども分)」とは、全世代の方や企業様から拠出いただいた支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援金制度」によりご負担いただく金額です。

均等割額

被保険者1人あたり
1,300円

+

所得割額

保険料計算のもととなる
所得金額 × 0.26%

➡

年間保険料額
(100円未満切捨て)
限度額 2万1千円

◎保険料計算のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した金額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

◎後期高齢者医療保険料には、均等割額と所得割額の軽減措置があります。詳細は同封の後期高齢者医療保険料決定通知書の裏面をご覧ください。

保険料決定通知書の見方

東京都後期高齢者医療店

お問い合わせの際は、「被保険者番号」をお知らせください。

年度 後期高齢者医療保険料決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

被保険者氏名			被保険者番号		
性別			生年月日		
住所					
決定年月日			保険料額	円	
決定（変更）理由					

＊保険料額は、東京都広域連合内における保険料額です。

保険料計算の基礎内訳（算定方法は最終項をご覧ください）

区分	①保険料計算のもととなる所得	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額
医療分	円	%	円	円	円	円
子ども分	円	%	円	円	円	円
医療分	円	%	円	円	円	円
子ども分	円	%	円	円	円	円

区分	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑧-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ (⑨+⑩-⑧-⑧)
医療分	円		円	円		円	円
子ども分	円		円	円		円	円
医療分	円		円	円		円	円
子ども分	円		円	円		円	円

総所得金額等により、保険料を軽減しています。詳細は、後期高齢者医療保険料決定通知書の裏面をご覧ください。

区分	⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑩-⑫)	月数	⑭月割減額
医療分	円		円	円		円
子ども分	円		円	円		円
医療分	円		円	円		円
子ども分	円		円	円		円

会社の健康保険等（国保・国保組合を除く）の被扶養者だった方は、所得割額が当面の間かかりません。また、均等割額が軽減されます。

翌年度の仮徴収額（4、6、8月に仮で引き落とす予定の額）は2月の金額と同額です。変更となる場合は、別途通知書を送付します。

保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの引落し）または普通徴収（口座振替または納付書）となります。納付方法の詳細は、別添の「後期高齢者医療保険料について」をご確認ください。

決定（変更）理由

徴収決定年月日

豊島区に納付する保険料額 円

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

納付方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収年金給付額	
備考	

特別徴収の方のみ記載しています。「特別徴収年金給付額」は、本算定時に使用しているもののため、最新のものは、年金機構からの通知をご確認ください。

保険料の納め方について

保険料の納め方には、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りがあります。

特別徴収 公的年金からの引き落とし

対象となる方 ①②の条件を満たす方が対象です。毎年判定を行い、対象となりましたら、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ①公的年金（介護保険料が引かれている年金）の受給額が年額18万円以上
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1以下

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定した保険料額を徴収します。			前年の所得確定後、年間保険料額が決定され、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

〈注意点〉

- 75歳になった方、65歳から74歳までの方で申請により広域連合から障害認定された方、資格のある方で他の市区町村から転入された方は、一定期間は普通徴収（口座振替または納付書による納付）となります。
- 6月と8月は、4月と金額が異なる場合があります。該当する方には、通知を発送します。

普通徴収 口座振替または納付書による納付

特別徴収の対象とならない方は、口座振替または納付書により納めていただきます。また、令和8年度より1年間分の保険料を7月～翌年3月の9回に分けて、納めることになりました。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
算定	納付はありません (7月～翌年3月での納付になります)			本算定								

口座振替の方 引き落とし日は、月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。納期限の前日までに残高確認をお願いします。

- ▶ 口座振替手続き済の方は、ご指定の口座から引き落としとなります。
- ▶ 国民健康保険料の口座振替は引き継がれません。希望される場合は改めて申し込み手続きをしてください。

【口座振替のご案内】



納付書の方 納期限は、月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。令和8年度より9期分（令和8年7月～令和9年3月分まで）の納付書をまとめて送付します。※納付方法に変更が生じた方につきましては、枚数が異なります。

- ◆ 窓口での納付の場合
金融機関・コンビニエンスストア・豊島区役所等で納付できます。
- ◆ スマートフォンによる納付
右記二次元コード（区ホームページ）よりご確認ください。

【納付方法のご案内】

